

第5章 推進体制

当事者支援の施策の推進に当たっては、市町村等の関係機関や民間団体と連携・協働して取り組んでいきます。また、計画を推進する中で、必要に応じて施策・事業の見直し、充実を図ります。

1 神奈川県男女共同参画審議会

県の附属機関として、男女共同参画の推進に関する重要事項や県民等から申出があった提案等の処理について、知事の諮問に応じて調査・審議し、その結果を報告し、又は知事に意見を建議します。また、毎年度、計画の進捗状況について、評価を行います。

2 神奈川県共生推進本部

知事を本部長とする県庁内の意思決定機関で、各局長等が構成委員となっています。男女共同参画審議会の意見を踏まえ、当事者支援策にかかわる計画の策定や推進について総合的な企画や調整を行うことにより、施策を推進します。

3 かながわ困難な問題を抱える女性等支援調整会議（仮称）

県、市町村、民間団体、関係機関等を構成員とし、当事者への支援について協議、情報交換等を実施します。本計画では県が主催する会議体について記載します。

（1）会議の性格

- ア 女性支援法第15条に規定された、県における困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関等により構成する会議体です。
- イ DV防止法第5条の2に規定された、県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関等により構成する会議体です。

（2）目的

<代表者会議>（全県域が対象）

- ア 地域における困難な問題を抱える女性の実態や、地域で活用できる資源を把握し、多機関間の連携強化を図るとともに地域資源の創出、開発を進めること。

<実務者会議>（県福祉事務所所管域²⁴が対象）

- イ 支援の実施における留意事項の共有や、関係者間で顔の見える関係性を構築し、支援に関わる各機関の役割や責任及び連携のあり方を明確化すること。

²⁴ 「県福祉事務所所管域」

女性支援事業を所管する県福祉事務所の所管域（県内町村部の葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村）のことをいう。

<個別ケース検討会議>（県福祉事務所所管域が対象）

ウ 健康状態が許さない場合等の例外を除き当事者の参画を得た上で、アセスメントを踏まえた支援方針の決定等について協議し、本人の状況や意向等に合わせたより良い支援の選択肢を提供し本人が選択できるよう、様々な視点から検討し協議すること。

（3）構成員**（想定される機関の例）**

県・市町村の女性支援担当部局、DV被害者支援担当部局、福祉事務所、女性相談支援センター、女性相談支援センターから一時保護の委託を受けている民間団体、女性相談支援員、女性自立支援施設、困難な問題を抱える女性等に関し、訪問や巡回、居場所の提供、SNS等を活用した相談支援やアウトリーチ、関係機関への同行等の支援を実施している民間団体、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、支援に関係する福祉関係機関、就労支援機関など。

（4）会議のあり方の検討

会議の組織後も、会議体の効果的、効率的な設置、運用のあり方について、構成員からの意見及び支援の実情に合わせて、引き続き検討を進めていきます。また、本会議体で取り扱う情報は、当事者の高度な個人情報を取り扱うことになり、構成員等には守秘義務が課されている（女性支援法第15条第5項及び第23条）ことから、その情報の取扱いについては、十分に留意します。